

船舶事故調査報告書

平成26年4月10日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年12月3日（火） 15時00分ごろ
発生場所	大分県杵築市加貫漁港沖 杵築市所在の加貫港南防波堤灯台から真方位109° 1.2海里付近 （概位 北緯33° 22.0′ 東経131° 39.6′）
事故調査の経過	平成25年12月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 高漁丸、4.9トン OT3-8757（漁船登録番号）、個人所有 11.04m（Lr）×2.71m×0.76m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数15、昭和57年12月21日 B プレジャーボート 忠信丸、1.0トン 294-22673大分、個人所有 6.01m（Lr）×1.92m×0.49m、FRP ディーゼル機関、47.80kW、昭和62年10月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 73歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年12月2日 免許証交付日 平成22年4月23日 （平成27年9月5日まで有効） B 船長B 男性 65歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年3月2日 免許証交付日 平成21年2月16日 （平成26年3月3日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷中央部に破口
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員Aが乗り組み、大分空港東方沖の周防灘航路第1号灯浮標付近の漁場において、底引網漁の操業を平成25年

	<p>12月3日13時ごろ終え、加貫漁港へ向けて帰途についた。</p> <p>船長Aは、漁業協同組合から操業後の網洗いについては沿岸に近づいてから行うように指導を受けていたので、14時30分ごろから対地速力約7ノットに落とし、網洗いを開始した。</p> <p>船長Aは、周囲を見渡して釣り船などを見掛けなかったため、船首を南西に向けて自動操舵とし、操舵室を出て後部甲板で甲板員Aが行う漁獲物の分別を手伝い始め、時々前方を見ていたものの、左舷船首方からの西日の海面反射もある状況で航行中、15時00分ごろ、A船の船首が、錨泊していたB船の右舷中央部に衝突した。</p> <p>A船は、その船首の下部突起部がB船の右舷側に突き刺さった状態で停船した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人2人を乗せ、別府湾内の沿岸部で釣り場所を変えながら、釣りをしていたが、14時ごろ加貫漁港沖で錨泊し、釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、知人の1人が右舷方からA船が接近すると叫ぶので、見たところ、A船が距離約100mの所からB船に向かって来ることを確認し、後部で大声を上げて手を振ったが、B船の右舷中央にA船の船首が衝突した。</p> <p>船長Bは、手すりをつかんでいたため、海に落ちなかったが、知人2人は衝突の衝撃で海に落ちた。</p> <p>船長Bは、海上保安庁に携帯電話で衝突の事実を知らせた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 低潮時</p> <p>太陽の方位 約225°、高度 約20°</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長A及び甲板員Aは、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長B及び同乗の知人2人は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>B船の右舷側には、A船の船首下部突起部により、縦に長さ約40cmで幅約20cmの破口が生じたが、造船所の作業船2隻が到着するまで、突き刺さった状態を維持したので、沈没することなく、作業船2隻に横抱きされて造船所に向かった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A船は、加貫漁港東方沖を自動操舵で南西進中、船長Aが操舵室を出て後部甲板で漁獲物の分別を行うとともに、左舷船首方からの西日の海面反射により、船首方の物標の視認が困難な状況であったことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、加貫漁港東方沖で錨泊して釣り中、船長Bが、約100m</p>

	<p>までにA船が接近して気付いたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、加貫漁港東方沖において、A船が南西進中、B船が錨泊して釣り中、船長Aが操舵室を出て後部甲板で漁獲物の分別を行うとともに、左舷船首方からの西日の海面反射により、船首方の視認が困難な状況であり、また、船長Bが約100mまでにA船が接近して気付いたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船首方の海面に西日の反射があり、船首方の視認が困難な場合、サングラスを使用するなどし、見張りを適切に行うこと。 ・ 航行中は操舵室を離れないこと。 ・ 錨泊中でも、見張りを適切に行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

